

なのはな苑ふくおか老人短期入所事業所

【指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護】

## 重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 明 翠 会

# 重要事項説明書

(短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービス)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第125条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業者

事業所の名称	社会福祉法人 明 翠 会
法人所在地	岡崎市福岡町字四反田26番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 太 田 健 介
電話番号	(0564) 57-8150
FAX番号	(0564) 51-0201

## 2 ご利用施設

施設の名称	なのはな苑ふくおか老人短期入所事業所
施設の所在地	岡崎市福岡町字四反田26番地
施設長名	丸本 健二
介護保険事業者番号	第2372100665号
電話番号	(0564) 57-8150
FAX番号	(0564) 51-0201

## 3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		愛知県の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	2009年7月14日	第2372100335号	80人
	ケアハウス	2009年7月29日	11西民第397号	30人
居宅	通所介護(予防)事業	2010年2月29日	第2372100657号	40人
	居宅介護支援事業	2009年9月28日	第2372100244号	
	介護予防支援事業	2006年4月1日	岡崎市2302100017号	
	訪問介護(予防)事業	2008年10月1日	愛知県2372103040号	

#### 4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成されるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的とします。
施設運営の方針	施設の健全な環境に努め、利用者的人性を尊重し、明るく楽しい施設にし、高齢者が安心して生活が出来る場を提供する。

#### 5 施設の概要

敷地	7,433.00 m <sup>2</sup>	
建物	構造	鉄筋コンクリート造4階建て（耐火構造）
	延べ床面積	6,341.51 m <sup>2</sup>
	利用定員	20人

##### (1) 居室

居室の種類	室数	面積	一人あたりの面積
個室	6（0）室	13.82 m <sup>2</sup> ～13.86 m <sup>2</sup>	13.82 m <sup>2</sup> ～13.86 m <sup>2</sup>
二人部屋	7（2）室	22.74 m <sup>2</sup> ～24.36 m <sup>2</sup>	11.37 m <sup>2</sup> ～12.18 m <sup>2</sup>

(注) 指定基準は、居室一人あたり4.95 m<sup>2</sup>以上（収納設備等を除く）

(注) 上記（ ）内は、認知症専用分

##### (2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	一人あたりの面積	備考
食堂	1室	133.79 m <sup>2</sup>	6.68 m <sup>2</sup>	
機能訓練室	1室	上記に含む	上記に含む	
一般浴室	1室	55.44 m <sup>2</sup>	2.77 m <sup>2</sup>	
機械浴室	特別浴槽	3台		
医務室	2室	16.74 m <sup>2</sup> ×2		

## 6 職員体制（主たる職員）

2024年7月1日現在

従業員の職種	員	区分				常勤換算後の人数	専門者の指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
	数	専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1		1					
生活相談員	2		2					介護福祉士 2名
介護職員	38		27		11	定員の 3 : 1 以上の 割合	入所者の 3 : 1 以上の 割合	介護福祉士 21名
看護職員	1	1						正看護師
介護支援専門員	1		1					介護支援専門員
機能訓練指導員	1		1					看護師
医師	2			2				内科・精神科
栄養士	2	1		1				管理栄養士

特別養護老人ホームと共通で運営します。

## 7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休日
施設長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	4週8休
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早番（7：00～16：00）</li> <li>日勤（8：00～17：00）</li> <li>中番（10：30～19：30）</li> <li>遅番（11：00～20：00）</li> <li>夜勤（16：00～10：00）</li> <li>・昼間（8：30～17：30）は原則として職員1名あたり入所者5名のお世話をします。</li> <li>・夜間（19：30～7：00）は原則として職員1名あたり入所者25名のお世話をします。</li> <li>※特別養護老人ホームと一体で運用します。</li> </ul>	4週8休
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早番（7：15～16：15）</li> </ul>	4週8休

	日勤 (8:30~17:30) 遅番 (9:30~18:30) ・昼間(9:30~16:15)は原則として日曜祭日を除き3名体制で勤務します。 ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。	
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務	4週8休
医師	内科 週1回 13:00~15:00 精神科 月2回 13:00~15:00	
栄養士	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務	4週8休

(注) 上記の職員数は常勤あるいは常勤換算をしたものです。

## 8 営業日及び利用の予約

営業日	年中無休
ご予約方法	ご利用の予約は、利用を希望される日の属する月の初日の2ヶ月前から受け付けております。

## 9 施設サービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

種別	内容	利用料
食事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供するため、上膳・下膳・喫食介助を行います。 (ただし、食材費・調理費用は対象外です。) (食事時間) 朝食 8:00~9:00 昼食 12:00~13:15 夕食 18:00~19:00	介護報酬の告示上の額 (ただし、法定代理受領の場合は居宅介護(支援)サービス基準額の1割相当、法定代理受領でない場合は居宅介護(支援)サービス基準額相当額です。) ※2015.8より、負担割合は各々の介護保険負担割合証に記載されたものになります。
排泄	・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、1日	同上

	4回のおむつ交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。	
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通して週2回の入浴又は清拭を行います。</li> <li>・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>	同上
離床・着替え・整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> <li>・シーツ交換は週1回、寝具の消毒は適宜実施します。</li> </ul>	同上
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練指導員（所有資格 正看護師）による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。</li> <li>（当施設の保有するリハビリ機器）</li> <li>歩行器 平行棒 肋木</li> <li>車椅子 階段 姿勢矯正鏡</li> </ul>	同上
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、入所者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> <li>（相談窓口）</li> <li>生活相談員</li> </ul>	同上
送迎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方はリフト付の送迎車で入退所の送迎を行います。</li> </ul>	同上

(2) 介護保険給付外サービス

種 別	内 容	利 用 料
居住費	滞在費及び光熱費相当額を居住費として申し受けます。	個室 1日あたり 1,231円 二人室 1日あたり 915円 ただし、感染症・認知症などにより、他の同室者の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、個室への入所が必要であると医師が判断した利用者は、個室の入所であっても二人室の滞在費適用することもあります。
食 費	食材費及び調理費を食費として申し受けます。	1日あたり 1,445円 (1) 朝 食 310円 (2) 昼 食 590円 (3) 夕 食 545円 入退所の時間的理由により喫食しない食費については控除します。
理 美 容	毎週月曜日に外部の理容師により、利用サービス(カット・カラー・パーマ・顔そり)をご利用いただけます。(要予約)	1回 カット：1,000円 カラー：4,000円 パーマ：5,000円 顔そり：1,000円 (請求書に上乘せさせていただきます。現金をお持ちいただく必要はありません。)
テ レ ビ	居室内でのテレビを観賞したい方には施設所有のテレビ機器を貸し出ししております。	1日 300円
教養娯楽施設の利用	当施設では、次の教養娯楽施設をご利用いただけます。 (1) 喫茶コーナー 毎週水曜日 (2) 図書コーナー 毎日 (3) カラオケ 毎月1回 (4) 各種ボランティア	喫茶コーナーのみ 1回100円 喫茶コーナーでは、好きな飲み物と、ケーキや饅頭などを提供しております。

レクリエーション	当施設では、年間行事予定に従ってレクリエーション行事を実施いたします。	施設外レクリエーションについては実費（交通費・入場料等）をいただきます。
----------	-------------------------------------	--------------------------------------

## 10 キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用期間中	やむを得ない事由の場合無料、その他は実費
利用開始当日	やむを得ない事由の場合無料、その他は実費
利用開始前日まで	無料

## 11 苦情申立先

当施設ご利用 相談室	窓口担当者		
	ご利用時間	毎日	午前8:30～午後5:00
	ご利用方法	電話	(0564)57-8150
		面接 意見箱	随時 1階エントランスに設置
愛知県国民健康 保険団体連合会 介護福祉課	名古屋市東区泉1丁目6番5号	(052)962-1308	
岡崎市 介護保険課	岡崎市十王町2丁目9番地	(0564)23-6682	

## 12 非常災害時の対策

非常時の対応	別途取りきめる「特別養護老人ホームなのはな苑 消防計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	福岡学区総代会・萱園町内会に加入しております。

平常時の訓練等	別途取りきめる「特別養護老人ホームなのはな苑 消防計画」にのっとり、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者も参加のもと実施します。			
防災設備	設備名称	有無	設備名称	有無
	スプリンクラー	○	防火扉・シャッター	○
	非常階段	○	屋内消火栓	○
	自動火災報知機	○	非常通報装置	○
	誘導灯	○	漏電火災報知機	○
	ガス漏れ報知機	○	非常用電源	○
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	消防署への届出日：2021年7月30日 防火管理者：丸本 健二			

### 1.3 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度来苑者名簿にご記入ください。面会時間は午前9:00～午後7:30です。
外出・外泊	外出・外泊の際は必ず行き先・帰苑時間を施設に届けてください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	館内は禁煙です。基本的に飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないでください。
現金等の管理	原則として金銭をおあずかりいたしません。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はできません。

## 1 4 虐待防止・身体拘束廃止のための措置

### (1) 虐待防止

利用者の人権を擁護し、虐待を防止するために次の取り組みを行います。

- ① 研修などを通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上を図ります。
- ② 職員が、業務上抱える悩みや問題について、相談できる体制・機会をつくります。

### (2) 身体拘束

利用者に対し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし、利用者等の生命または身体に危険がある場合緊急やむを得ない場合は、次のとおり対応します。

- ① 緊急やむを得ない場合に該当するのか、身体拘束廃止・虐待防止委員会、又は、それに準ずる委員会で検討します。
- ② 緊急やむを得ないと判断した場合は、家族等へその内容、目的、理由、拘束の期間等を詳細に説明し同意を得た上で行います。
- ③ 拘束の期間は、入所者の日々の心身の状態等を観察し、記録します。
- ④ 拘束の期間が終了した時やその要件に該当しなくなった場合は、速やかに身体拘束廃止・虐待防止委員会、又は、それに準ずる委員会で検討し、身体拘束を解除します。

## 1 5 第三者評価について

実施した直近の有無	あり ・ なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

私は、本書面に基づいて  
社会福祉法人 明翠会の職員(職名 生活相談員 氏名 鈴木佐織 )から上記の説明を  
受けた事を確認します。

(西暦) 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

身元引受人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

続柄 \_\_\_\_\_